

ひろしま建築学生チャレンジコンペ2018 質問に対する回答

整理番号	回答日	件名	質問内容	回答
4	8月24日	敷地からの眺めについて	対象敷地から北東を向いた際、海は見えますか？それとも敷地すぐ横の、木にさえぎられてしまうでしょうか？もしそうなら樹木の伐採は可能ですか？	計画地(既存トイレのある位置)の北東方向には、スパイラルデッキや遊歩道があり、計画地より標高が高くなりますので、付近の樹木を伐採しても海を見ることはできません。 チャレンジコンペ2018の県ホームページに掲載している「現地写真」→「計画地(山頂下駐車場)」の「2」の写真が、既存トイレから北東方面を撮影していますので参考にしてください。
5	8月24日	強制蒸発散装置について	強制蒸発散装置のフェンスを取り外したり、中に侵入することは可能でしょうか。	強制蒸発散装置のフェンスを取り外すことはできません。 また、装置の点検などを除き、関係者以外のフェンス内への立ち入りは禁止されています。
6	8月24日	強制蒸発散装置について	強制蒸発散装置の上部にデッキ材をのせることは可能でしょうか。	強制蒸発散装置の上部に建材を載せることは認められません。 計画地の建築可能範囲内に収まるように設計してください。
7	8月24日	イベントについて	公園内でのイベントの有無。又、その内容。修学旅行生や団体客の利用例など。	公園内で開催される定期的なイベントはありませんが、毎年8月10日前後に、NPO団体主催の「おのみち100km挑戦隊」が開催されており、コースの一つとして高見山山頂が利用されています。 公園内の大型バスの通行が難しいため、修学旅行生や団体客の利用は近年少なくなっています。
8	8月24日	新たな機能の付加について	敷地内に自動販売機や喫煙所を付加できるか。	計画地に自動販売機や喫煙所の設置はできません。
9	8月24日	清掃の頻度について	現在、既存の公衆トイレの清掃はどれくらいの頻度で、どなたがおこなわれているのでしょうか。ご回答のほどよろしく申し上げます。	広島県から尾道市へ管理委託し、清掃業務を実施しております。 清掃は週1回実施しており、床の拭き掃除、床の水洗い、ゴミの処理、便器の水洗い、トイレトペーパーの補充などを行っています。
10	8月24日	敷地周辺の木について	敷地周辺の木を植え替えたり、伐採することは可能か。	計画地周辺の樹木の植え替え、伐採について、建築可能範囲内は、最低限の樹木の植え替え、伐採を行うほか、駐車台数の変更や柵の撤去を行うこととしています。 建築可能範囲外については、設計監修の段階で支障があれば、管理者等と協議し対応を検討します。
11	8月24日	手洗い場について	洗面台は男女共用で使うことは可能でしょうか？また、可能な場合、男女合わせて2つの洗面台にすることは可能でしょうか？	洗面台を男女共用とすることはできません。 実施要領「9 設計条件等(2)設計と条件」(P.4)にあるとおり、男性用トイレに1器、女性用トイレに2器設けることとします。
12	8月24日	建築可能範囲について	建築可能範囲は6000mm×6000mmなのに対して、赤の線で囲われた範囲は寸法で見ると、建築可能範囲より大きいと思います。その範囲であれば建物以外の計画はしているのでしょうか。	予算の都合上、外構工事等は工事費に含んでいませんが、予算の範囲内であれば、計画することは可能です。
13	8月24日	頂上からの景色について	高見山の頂上からトイレのある駐車場は見えますか？	高見山山頂から計画地を見ることはできません。